

「各種事務事業の取扱い」

12 福祉・保健・医療分科会（障害者福祉(1)）

長岡市・与板町合併協議会

| 項番 | 事務事業コード | 各種事務事業 | 変更 | 分類 | 調整方針案 |
|----|---------|-------------------|----|--------|---|
| 30 | 020521 | 障害者生活支援事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 31 | 020602 | 手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 32 | 020604 | 点字・声の広報等発行事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 33 | 020611 | 心身障害者スポーツ振興事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 34 | 020401 | 補装具の交付・修理、自己負担の補助 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 35 | 020402 | 日常生活用具の給付、自己負担の補助 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 36 | 020513 | 養護学校放課後サポート事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 37 | 020514 | 知的障害者ふれあいの広場事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 38 | 020516 | 福祉タクシー | 経過 | 合併後に統一 | 長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。 |
| 39 | 020519 | 自動車燃料費の助成 | 経過 | 合併後に統一 | 長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。 |
| 40 | 020601 | 手話奉仕員養成事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 41 | 020605 | 重度身体障害者移動支援事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 42 | 020606 | 障害者スポーツ教室開催事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 43 | 020607 | 福祉バス運行事業 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 44 | 020702 | 心身障害者福祉ハンドブックの作成 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 45 | 020404 | 障害者住宅設備の改善 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

30

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|---|-----------|----------------|---------------|--------------|
| 1 2 福祉・保健・医療 | 0 2 障害者福祉 | 0 5 介護・日常生活の援助 | 2 1 障害者生活支援事業 | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| 1 目的 障害者やその家族の地域における生活を支援することにより障害者の自立や社会参加の促進を図る。 | なし | なし | なし | |
| 2 対象者 市内に住所を有する身体障害者等及びその家族 | | | | |
| 3 内容 (1) ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等利用援助に関する事 (2) 社会資源を活用するための支援に関する事 (3) 社会生活力を高めるための支援に関する事 (4) ピアカウンセリングに関する事 (5) 専門機関の紹介に関する事 (6) その他必要とする生活支援に関する事 | | | | |
| 4 事業費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4 | | | | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課 題 | 調 整 方 針 案 |
| なし | なし | なし | | 長岡市の制度に統一する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

31

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|----------|------|-------|-----|------------|--------------|-------------------|
| 1 2 | 福祉・保健・医療 | 0 2 | 障害者福祉 | 0 6 | 障害者社会参加の促進 | 0 2 | 手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| 1 目的 社会生活を営む上で意思疎通を円滑にするため、聴覚障害者及び音声言語機能障害者に対して意思伝達手段として手話奉仕員又は要約筆記奉仕員を派遣する。 2 対象者 次の(1)、(2)のいずれにも該当する者 (1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する聴覚障害者 (2) 手話又は筆記により奉仕員との意思疎通が可能な聴覚障害者 3 内容 (1) 日常生活に関する事項について特に意思伝達の必要がある場合 (2) 市内で開催される講演会、集会等に参加する場合 (3) その他市長が対象者の社会参加活動に役立つと特に認める場合 4 費用負担 原則無料 5 事業費負担 県2/3 市1/3 | | なし | | なし | | なし | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| なし | | なし | | なし | | 調整方針案 | |
| | | | | | | 長岡市の制度に統一する。 | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

32

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|----------|------|-------|-----|------------|--------------|--------------|
| 1 2 | 福祉・保健・医療 | 0 2 | 障害者福祉 | 0 6 | 障害者社会参加の促進 | 0 4 | 点字・声の広報等発行事業 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| 1 目的 視覚障害者の利便性向上のため、広報、通知文書等を点訳又は音声訳テープにして提供する。 | | なし | | なし | | なし | |
| 2 対象者 視覚障害者で点訳、音声訳テープを希望する者 | | | | | | | |
| 3 内容 (1) 市から発送する通知文及び市政だよりと同時に配布する文書等の点訳 (2) 課配置用など簡易なパンフレット等の点訳 (3) 市政だよりの内容や市政だよりと同時に配布される文書等の概要をテープに録音 (4) 市で作成するパンフレット、冊子等の内容をテープに録音し、貸出しを行う | | | | | | | |
| 4 事業費負担 県 2 / 3 市 1 / 3 | | | | | | | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| なし | | なし | | なし | | 調整方針案 | |
| | | | | | | 長岡市の制度に統一する。 | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

33

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|---------|----------|--------|------------|---------------|---------------|----------------|---------|----------------|---------|--|---------------|--|--|----|---------|-------|-----------------|---------|-------|-----------------|---------|----|--|----|--|----|--|
| 1 2 | 福祉・保健・医療 | 0 2 | 障害者福祉 | 0 6 | 障害者社会参加の促進 | 1 1 | 心身障害者スポーツ振興事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 目的 国際的又は全国的規模のスポーツ大会に参加する心身障害者に対し激励費を交付することにより、心身障害者のスポーツ振興を図る。</p> <p>2 対象者 心身障害者のスポーツ振興を図るため、国際的又は全国的規模のスポーツ大会に参加する選手、監督コーチ及びマネージャー。ただし、市長が特に必要とみとめた場合には、これ以外の者を対象とする。</p> <p>3 内容</p> <table border="1"> <tr> <td>全国大会</td> <td>選手等1人につき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国際競技大会</td> <td>国内において開催される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内予選あり 選手1人につき</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>国内予選なし 選手1人につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国外において開催される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>国際交流会</td> <td>国内において開催される場合1人</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>又は練習会</td> <td>国外において開催される場合1人</td> <td>30,000円</td> </tr> </table> <p>4 事業費負担 市10/10(市単)</p> | | 全国大会 | 選手等1人につき | 5,000円 | 国際競技大会 | 国内において開催される場合 | | 国内予選あり 選手1人につき | 20,000円 | 国内予選なし 選手1人につき | 10,000円 | | 国外において開催される場合 | | | 1人 | 50,000円 | 国際交流会 | 国内において開催される場合1人 | 10,000円 | 又は練習会 | 国外において開催される場合1人 | 30,000円 | なし | | なし | | なし | |
| 全国大会 | 選手等1人につき | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際競技大会 | 国内において開催される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国内予選あり 選手1人につき | 20,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国内予選なし 選手1人につき | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国外において開催される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1人 | 50,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際交流会 | 国内において開催される場合1人 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 又は練習会 | 国外において開催される場合1人 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| なし | | なし | | なし | | 調整方針案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 長岡市の制度に統一する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

34

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 |
|--|--|---|---|
| 1 2 福祉・保健・医療 | 0 2 障害者福祉 | 0 4 補装具・日常生活用具 | 0 1 補装具の交付・修理、自己負担の補助 |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 |
| 1 目的 身体障害者(児)の障害部位を補い、日常生活や社会生活の向上を図る 2 対象者 身体障害者手帳所持者 3 種目 視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 聴覚障害 補聴器 音声言語機能障害 人工喉頭 義肢、装具、車椅子、電動車椅子 肢体不自由 歩行器、頭部保護帽、収尿器 歩行補助つえ、座位保持装置 (18歳未満) 排便補助具、起立保持具、座位保持装置等 内部障害 ストマ用装具 脳原性運動機能障害 紙おむつ *種目によっては判定が必要 4 自己負担 徴収基準額表による負担 ただし、市単で助成 5 事業費負担 国1/2 市1/2 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 徴収基準額表による負担 5 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 同左 5 事業費負担 同左 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 同左 5 事業費負担 同左 |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課 題 |
| 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 徴収基準額表による負担 5 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 同左 5 事業費負担 同左 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 同左 5 事業費負担 同左 | 調 整 方 針 案 |
| | | | 長岡市の制度に統一する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

35

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|--|---|---|---|-------------------|
| 1 2 福祉・保健・医療 | 0 2 障害者福祉 | 0 4 補装具・日常生活用具 | 0 2 | 日常生活用具の給付、自己負担の補助 |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| 1 目的 在宅の重度心身障害者(児)に日常生活用具を給付(貸与)し、日常生活の便宜を図る。 2 対象者 在宅の重度心身障害児・者 3 種目 障害の種類や等級、世帯の状況により、給付種目が異なる。 盲人用テーブルコーダー、盲人用時計、盲人用タイムスイッチ、点字タイプライター、盲人用電卓、電磁調理器、盲人用体温計(音声式)、盲人用秤、点字図書、盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー、浴槽、湯沸器、便器、手すり、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、ワードプロセッサ、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、重度身体障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 4 自己負担 なし 5 事業費負担 県1/2 市1/2 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 費用徴収基準表による負担 5 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 同左 5 事業費負担 同左 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 同左 5 事業費負担 同左 | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課 題 | 調 整 方 針 案 |
| 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 費用徴収基準表による負担 5 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 同左 5 事業費負担 同左 | 1 目的 同左 2 対象者 同左 3 種目 同左 4 自己負担 同左 5 事業費負担 同左 | | 長岡市の制度に統一する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

36

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|---|---|---|-------------------|---------------------|
| 1 2 福祉・保健・医療 | 0 2 障害者福祉 | 0 5 介護・日常生活の援助 | 1 3 養護学校放課後サポート事業 | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| <p>1 目的 経済的理由による共働きなどの理由により、放課後の児童・生徒を家庭で介護することが困難な家庭に対し、放課後預かりをするもの。</p> <p>2 対象者 長岡市立養護学校の児童・生徒</p> <p>3 内容 (1)実施場所 長岡市立養護学校 (2)利用定員 通常期間 おおむね12人 長期休業期間 おおむね 8人 (3)開設日・開設時間 通常期間 月曜から金曜まで14時30分～18時 長期休業期間 月曜から金曜まで9時～16時 (4)利用者実費負担額(1回当たり) 支援費制度における短期入所の自己負担額と同額 所得税額により負担額が変動</p> <p>4 事業費負担 市 10/10</p> | <p>同左 町の利用希望者の受入について、長岡市と業務委託契約を締結している。</p> | <p>同左 町の利用希望者の受入について、長岡市と業務委託契約を締結している。</p> | <p>なし</p> | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課 題 | 調整方針案 |
| <p>同上 町の利用希望者の受入について、長岡市と業務委託契約を締結している。</p> | <p>なし</p> | <p>なし</p> | | <p>長岡市の制度に統一する。</p> |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

37

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|----------|------|-------|-----|------------|--------------|----------------|
| 1 2 | 福祉・保健・医療 | 0 2 | 障害者福祉 | 0 5 | 介護・日常生活の援助 | 1 4 | 知的障害者ふれあいの広場事業 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| 1 目的 知的障害者に交流の場を提供するとともに、休日の過ごし方の提案や相談業務を行う。 | | なし | | なし | | なし | |
| 2 対象者 自分で通える知的障害者(18歳以上) | | | | | | | |
| 3 内容 (1) 場所 市民センター (2) 開設日 毎週土曜日 (3) 開設時間 11時～15時 (4) 利用者負担 なし | | | | | | | |
| 4 事業費負担 市10/10 | | | | | | | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| なし | | なし | | なし | | 調整方針案 | |
| | | | | | | 長岡市の制度に統一する。 | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

38

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | | |
|---|----------|---|-------|--|------------|--|--------|--|
| 1 2 | 福祉・保健・医療 | 0 2 | 障害者福祉 | 0 5 | 介護・日常生活の援助 | 1 6 | 福祉タクシー | |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | | |
| <p>1 目的 在宅心身障害者の社会参加意欲を助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。</p> <p>2 対象者 市内に住所を有し、次に該当する者 (1) 身体障害者手帳1・2級所持者 (2) 療育手帳A所持者 (3) 身体障害者手帳3級所持者のうち下肢不自由、体幹不自由、脳原性運動機能障害のうち移動障害(心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸・免疫(ヒト免疫不全ウイルス機能障害の者による)機能障害の者) 機能障害の者 ただし、自動車燃料費の交付を受けた者を除く</p> <p>3 内容 長岡市タクシー利用券 年間500円×30枚を交付 人工透析など病院に定期的に通院し、自動車税の免除を受けていない場合は500円×90枚を上限に交付</p> <p>4 事業費負担 市10/10</p> | | <p>1 目的 同左</p> <p>2 対象者 ・身体障害者手帳1・2級所持者 ・3級所持者の場合は下肢不自由の者のみ ・療育手帳A所持者 ただし、自動車税減免を受けていない者</p> <p>3 内容 タクシー利用券年間24枚交付 利用券1枚=基本料金相当額</p> <p>4 事業費負担 町10/10</p> | | <p>1 目的 在宅心身障害者の社会参加意欲を助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。</p> <p>2 対象者 町内に住所を有し次に該当する者 (1) 身体障害者手帳1・2級所持者 (2) 療育手帳A所持者 (3) 身体障害者手帳3級所持者のうち下肢不自由、体幹不自由、脳原性運動機能障害のうち移動障害(心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸機能障害の者)</p> <p>3 内容 タクシー利用券 年間500円券×20枚を交付 (2週間に1回以上定期的に通院している場合、申請に基づき、1年につき20枚を限度として追加支給する。) ただし、自動車税等の減免を受けている者は2冊目は交付されない。</p> <p>4 事業費負担 町10/10</p> | | <p>1 目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、タクシー利用券を支給することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。</p> <p>2 対象者 町内に住所を有する在宅者であって、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳1・2・3級所持者 (2) 療育手帳A所持者 ただし、人工透析者通院費助成事業による助成を受けていない者</p> <p>3 内容 1年度につき利用券18枚(1枚500円分)を交付。ただし、人工透析等で病院に定期的に通院する特別な事情がある者は72枚を上限に追加交付できる。 また、利用券の使用は乗車1回につき2枚までとする。</p> <p>4 事業費負担 町10/10</p> | | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | | |
| <p>1 目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。</p> <p>2 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳1・2級所持者 (2) 療育手帳A所持者</p> <p>3 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する。ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別な事情のある者や、町長が必要と認める者については、さらに20枚交付する。</p> <p>4 事業費負担 町10/10</p> | | なし | | <p>1 目的 在宅心身障害者の社会参加意欲を助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。</p> <p>2 対象者 (1) 身体障害者手帳1・2級所持者及び3級所持者のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者 (2) 療育手帳A所持者</p> <p>3 内容 タクシー利用券12枚(足りない場合は更に6枚)を交付 利用券1枚=基本料金相当額</p> <p>4 事業費負担 町10/10</p> | | <p>与板町については、年度後半の合併であり、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p> | | |
| | | | | | | 調整方針案 | | |
| | | | | | | <p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p> | | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

39

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|---|-----------|----------------|---|---|
| 1 2 福祉・保健・医療 | 0 2 障害者福祉 | 0 5 介護・日常生活の援助 | 1 9 | 自動車燃料費の助成 |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| <p>1 目的 心身障害者の社会参加の促進及び経済的負担の軽減を図るため、心身障害者が使用する自動車に要する燃料費の一部を助成する。</p> <p>2 対象者 市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳1・2級、又は3級で下肢不自由・体幹不自由・脳原性運動機能障害のうち移動機能障害・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の者 (2) 療育手帳A判定の者</p> <p>3 内容 1人につき、年間15,000円を上限として助成</p> <p>4 所得制限 なし</p> <p>5 事業費負担 市10/10(市単独事業)</p> <p>同一年度でタクシー料金助成と自動車燃料費の併給はしない。</p> | なし | なし | なし | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課 題 | 調 整 方 針 案 |
| <p>1 目的 身体障害者が生活のために自己の所有する自動車の運行のために要する燃料費の一部を助成することにより、身体障害者の生活の利便を助成し、福祉の向上を図る。</p> <p>2 対象者 町内に住所を有し、人工透析等で定期的に通院し、次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳1級若しくは2級の者 (2) 療育手帳の程度が「A」の者</p> <p>3 内容 1人につき、年間15,000円を上限として助成</p> <p>4 所得制限 なし</p> <p>5 事業費負担 町10/10(町単独事業)</p> <p>同一年度でタクシー料金助成と自動車燃料費の併給はしない。</p> | なし | なし | 与板町については、年度後半の合併であり、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。 | <p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p> |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

40

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|----------|------|-------|-----|------------|--------------|-----------|
| 1 2 | 福祉・保健・医療 | 0 2 | 障害者福祉 | 0 6 | 障害者社会参加の促進 | 0 1 | 手話奉仕員養成事業 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| 1 目的 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話の指導を行うことにより、手話通訳者を養成し、聴覚障害者の福祉の増進を図る。 | | なし | | なし | | なし | |
| 2 対象者 上記に記載 | | | | | | | |
| 3 内容 厚生労働省の養成カリキュラムによる | | | | | | | |
| 4 事業費負担 県 2 / 3 市 1 / 3 | | | | | | | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| なし | | なし | | なし | | 調整方針案 | |
| | | | | | | 長岡市の制度に統一する。 | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

41

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|--|-----------|----------------|-------------------|--------------|
| 1 2 福祉・保健・医療 | 0 2 障害者福祉 | 0 6 障害者社会参加の促進 | 0 5 重度身体障害者移動支援事業 | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| <p>1 目的 障害者の社会活動への参加を支援するため、重度の身体障害により単独で移動することが困難な者を車いす移動用自動車で送迎する。</p> <p>2 対象者 身体に重度の障害がある車いす使用者、身体に重度の障害があり、介助を受けずに歩行することが困難な者</p> <p>3 利用料 有料道路料金、有料駐車場料金及び燃料費は送迎を受けた者が負担する。</p> <p>4 利用条件 (1) 公的機関、医療機関へ赴くとき (2) 市長が特に認める社会活動に参加するとき (3) 同一対象者の利用は1週に付き1回</p> <p>5 運行範囲 市内(ただし、市長が認めた場合は県内)</p> <p>6 事業費負担 県2/3 市1/3</p> | なし | なし | なし | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課題 | 調整方針案 |
| なし | なし | なし | | 長岡市の制度に統一する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

42

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|---|-----------|----------------|-------------------|--------------|
| 1 2 福祉・保健・医療 | 0 2 障害者福祉 | 0 6 障害者社会参加の促進 | 0 6 障害者スポーツ教室開催事業 | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| 1 目的 スポーツを通じて障害者の体力増強、交流、余暇等に資する 2 対象者 心身障害者及びボランティア 3 内容 (1) 水泳 (2) テニス (3) 車いすバスケットボール 4 事業費負担 県 2 / 3 市 1 / 3 | なし | なし | なし | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課題 | 調整方針案 |
| なし | なし | なし | | 長岡市の制度に統一する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

43

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|----------|------|-------|-----|------------|--------------|----------|
| 1 2 | 福祉・保健・医療 | 0 2 | 障害者福祉 | 0 6 | 障害者社会参加の促進 | 0 7 | 福祉バス運行事業 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| 1 目的 一般の交通機関を利用することが困難な心身障害者(児)に対し、リフト付き福祉バスを運行し、積極的な社会参加の促進を図る 2 対象者 心身障害者(児)で歩行することが困難なものを含む概ね5人以上の団体及び市長が特に認めた団体 3 内容 (1)心身障害者(児)等の団体の申込みにより行う運行 (2)地区福祉会(社会福祉協議会)の申し込みにより高齢者センター等への利用送迎 4 事業費負担 市10/10 | | なし | | なし | | なし | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| なし | | なし | | なし | | 調整方針案 | |
| | | | | | | 長岡市の制度に統一する。 | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

44

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|----------|------|-------|-----|--------|---------------------------|------------------|
| 1 2 | 福祉・保健・医療 | 0 2 | 障害者福祉 | 0 7 | その他の施策 | 0 2 | 心身障害者福祉ハンドブックの作成 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| 1 目的 障害者とその家族等から、福祉サービスを利用する際の参考にさせていただく。 2 対象者 (配布先) (1) 身体障害者手帳、療育手帳を新規取得した人 (2) 福祉施設、医療機関、ホームヘルパー、民生委員、学校など 3 内容 心身障害者福祉の内容と手続きを簡単に紹介したもの 4 事業費負担 市 1 0 / 1 0 | | なし | | なし | | なし | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| 1 目的 障害者とその家族等から、福祉サービスを利用する際の参考にさせていただく。 2 対象者 (配布先) (1) 身体障害者手帳、療育手帳を新規取得した人 (2) 福祉施設、医療機関、ホームヘルパー、ケアマネージャー、民生委員など 3 内容 心身障害者福祉サービスの内容と手続きを簡単に紹介したもの 4 事業費負担 町 1 0 / 1 0 | | なし | | なし | | 調整方針案 長岡市の制度に統一する。 | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

45

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|-----------|---|---------|----------------|---------|------------|-----------------------|------------|
| 1 2 | 福祉・保健・医療 | 0 2 | 障害者福祉 | 0 4 | 補装具・日常生活用具 | 0 4 | 障害者住宅設備の改善 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| 1 目的 | 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児・者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び住宅改修費を給付することにより、地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資するため。 | 1 目的 | 同左 | 1 目的 | 同左 | 1 目的 | 同左 |
| 2 対象者 | 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢期以上の身体障害児・者であって、障害程度等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えは上肢障害2級以上のもの | 2 対象者 | 同左 | 2 対象者 | 同左 | 2 対象者 | 同左 |
| 3 給付内容 | 次の住宅改修にかかる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 手すりの取付け 段差の解消 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 引き戸等への扉の取替え 洋式便器等への便器の取替え その他付帯する住宅改修 原則として対象者1人につき1回のみ | 3 給付内容 | 同左 | 3 給付内容 | 同左 | 3 給付内容 | 同左 |
| 4 自己負担 | なし | 4 自己負担 | 費用徴収基準表による負担 | 4 自己負担 | 同左 | 4 自己負担 | 同左 |
| 5 事業費負担 | 県1/2 市1/2 | 5 事業費負担 | 国1/2 県1/4 町1/4 | 5 事業費負担 | 同左 | 5 事業費負担 | 同左 |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課 題 | |
| 1 目的 | 同上 | 1 目的 | 同左 | 1 目的 | 同左 | 調整方針案 長岡市の制度に統一する。 | |
| 2 対象者 | 同上 | 2 対象者 | 同左 | 2 対象者 | 同左 | | |
| 3 給付内容 | 同上 | 3 給付内容 | 同左 | 3 給付内容 | 同左 | | |
| 4 自己負担 | 費用徴収基準表による負担 | 4 自己負担 | 同左 | 4 自己負担 | 同左 | | |
| 5 事業費負担 | 国1/2 県1/4 町1/4 | 5 事業費負担 | 同左 | 5 事業費負担 | 同左 | | |